

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
高齢者活躍人材育成事業委託契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	公益社団法人愛媛県シルバー人材センター連合会 愛媛県松山市一番町一丁目14番地の10	会計法第29条の3第4項 高齢者雇用安定法第38条第1項第3号において、高齢者退職者に対する技能講習等はシルバー人材センターが実施することとされており、各都道府県においては、各都道府県シルバー人材センター連合会が実施者として知事の指定を受けているため、競争を許さないもの。	37,280,000	37,279,995	100.0		公社	都道府県所管		
障害者就業・生活支援センター事業委託契約(松山圏域)	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	社会福祉法人愛媛県社会福祉事業団 愛媛県松山市道後町2丁目12番11号	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就職面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された法人を指定することとされており、本件契約の相手方は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の法人であるため。	41,186,021	41,186,010	100.0					
障害者就業・生活支援センター事業委託契約(今治圏域)	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	社会福祉法人来島会 愛媛県今治市北宝来町2丁目2番12号	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就職面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された法人を指定することとされており、本件契約の相手方は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の法人であるため。	26,995,626	26,995,490	100.0					
障害者就業・生活支援センター事業委託契約(宇和島圏域)	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	公益財団法人正光会 愛媛県宇和島市柿原1280番地	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就職面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された法人を指定することとされており、本件契約の相手方は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の法人であるため。	21,335,124	21,334,284	100.0		公財	都道府県所管		
障害者就業・生活支援センター事業委託契約(新居浜・西条圏域)	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	社会福祉法人わかば会 愛媛県新居浜市船木甲741番地1	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就職面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された法人を指定することとされており、本件契約の相手方は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の法人であるため。	28,163,669	28,116,055	99.8					
障害者就業・生活支援センター事業委託契約(八幡浜・大洲圏域)	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	公益財団法人正光会 愛媛県宇和島市柿原1280番地	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就職面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された法人を指定することとされており、本件契約の相手方は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の法人であるため。	19,944,395	19,943,786	100.0		公財	都道府県所管		

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成25年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

様式2-4

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
障害者就業・生活支援センター事業委託契約(四国中央圏域)	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	社会福祉法人澄心 愛媛県四国中央市豊岡町2005-1	会計法第29条の3第4項 障害者の身近な地域で就職面及び生活面の一体的な支援を行う本事業の実施主体については、障害者の雇用の促進等に関する法律第27条により、都道府県知事が障害者の職業の安定を図ることを目的として設立された法人を指定することとされており、本件契約の相手方は、本業務を行うものとして都道府県知事に指定され、かつ当該地域における本事業の受託者として都道府県知事から推薦された唯一の法人であるため。	15,601,045	15,597,797	100.0					
医療労務管理支援事業委託契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	公益社団法人日本医療経営コンサルタント協会 東京都千代田区三番町9番地15	会計法第29条の3第4項 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律第3条による医療法の一部改正により、都道府県に医療勤務環境改善支援センターを確保することとされており、都道府県が運営業務全般を、労働局が運営業務の一部である当該業務を実施するものである。本件事業場は、愛媛県が支援センターの運営を委託する事業場であり、同事業場と契約しなければ本事業の事業目的が達成されないため。	13,368,028	13,368,028	100.0		公社	国所管		
業務支援等システムソフトウェア使用許諾及びソフトウェアサポート並びにハードウェア保守業務委託契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	コンピュータ・システム株式会社 京都府京都市上京区笹屋町千本西入笹屋4丁目273番地3	会計法第29条の3第4項 当該人事等システムの使用許諾権については、プログラム開発業者であるコンピュータ・システム株式会社にのみ帰属し、ソフトウェアの所有権及び著作権も同社に帰属していることから、使用許諾及びソフトウェアサポートについては競争を許さない。また、故障等が発生した場合のハードウェア保守についてもプログラムと関連した対応が必要であることから、上記法令に基づき、同社を選定した。	1,614,360	1,614,360	100.0					
令和6年度愛媛労働局管内無線LAN運用サポート及びUTM更新契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	株式会社シンニチ 香川県高松市藤塚町3丁目13番12号	会計法第29条の3第4項 本契約は、無線LAN整備工事にあたり当該業者に発注しており無線LANの機器等の設置を行った業者でないことと設置内容及び設定の確認ができないことから上記法令に基づき、設置及び設定を行った業者を選定する。	1,535,600	1,535,600	100.0					
今治公共職業安定所庁舎敷地に係る借上契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	今治市 愛媛県今治市別宮町1-4-1	会計法第29条の3第4項 庁舎敷地に係る賃貸借契約で継続使用が明らかであり、競争を許さないため。	1,754,640	1,754,640	100.0					
西条公共職業安定所庁舎敷地に係る借上契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	西条市 愛媛県西条市明屋敷164	会計法第29条の3第4項 庁舎敷地に係る賃貸借契約で継続使用が明らかであり、競争を許さないため。	1,143,759	1,143,759	100.0					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格(円)	契約金額(円)	落札率(%)	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札、応募者数	
労災補償課分室賃貸借契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	株式会社オワセ 愛媛県松山市南堀端5-8	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項 設置にあたり、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補内周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから賃料が周辺の同規模物件と同等以下の本物件を選定した。本年度についても、当該条件を満たす候補が他にないことや、仮に移転するとした場合には、行政システム機器や備品等の移設費、LAN回線等の工事経費、原状回復経費等の予算が新たに必要となり、同施設の継続賃貸契約を締結する方が経済的であるため、上記法令に基づき決定した。	7,317,060	7,317,060	100.0					
ハローワークプラザ松山に係る事務室等賃貸借契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	大進建設株式会社 愛媛県松山市一番町1丁目15-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項 設置にあたり、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補内周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから賃料が周辺の同規模物件と同等以下の本物件を選定した。本年度についても、当該条件を満たす候補が他にないことや、移転するとした場合には、ハローワークシステム等機器や備品等の移設費、LAN回線等の工事経費、原状回復経費等の予算が新たに必要となり、同施設の継続賃貸契約を締結する方が経済的であるため、上記法令に基づき決定した。	19,426,968	19,426,968	100.0					
ハローワークプラザ今治に係る事務室等賃貸借契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	株式会社NTT西日本アセット・プランニング四国支店 愛媛県松山市山越3丁目15-15	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項 設置にあたり、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補内周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから賃料が周辺の同規模物件と同等以下の本物件を選定した。本年度についても、当該条件を満たす候補が他にないことや、移転するとした場合には、ハローワークシステム等機器や備品等の移設費、LAN回線等の工事経費、原状回復経費等の予算が新たに必要となり、同施設の継続賃貸契約を締結する方が経済的であるため、上記法令に基づき決定した。	7,278,312	7,278,312	100.0					
愛媛労働局助成金センターに係る事務室等賃貸借契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	福神汽船株式会社 愛媛県今治市北日吉町2丁目8-55	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項 設置にあたり、利用者の利便性・交通アクセス・業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、候補内周辺に使用可能な既存の公有建物がなかったことから賃料が周辺の同規模物件と同等以下の本物件を選定した。本年度についても、当該条件を満たす候補が他にないことや、仮に移転するとした場合には、行政システム機器や備品等の移設費、LAN回線等の工事経費、原状回復経費等の予算が新たに必要となり、同施設の継続賃貸契約を締結する方が経済的であるため、上記法令に基づき決定した。	11,685,960	11,685,960	100.0					
愛媛労働局助成金センターに係る書庫賃貸借契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	福神汽船株式会社 愛媛県今治市北日吉町2丁目8-55	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項 設置にあたり、業務運営を円滑に行える基準面積を考慮したうえで、賃料が周辺の同規模物件と同等以下の本物件を選定した。本年度についても、当該条件を満たす候補が他になく、移転するとしても什器等の移設費、原状回復経費等の予算が新たに必要となり、同物件の継続賃貸契約を継続する方が経済的であるため、上記法令に基づき決定した。(愛媛労働局助成金センター事務室と同じビルの別フロアに設置)	2,988,804	2,988,804	100.0					
助成金センター倉庫賃貸借契約	愛媛労働局 支出負担行為担当官 大坪 祥一 愛媛県松山市若草町4番地3	令和6年4月1日	株式会社三根開発 愛媛県松山市三番町7丁目13番地13	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項 別の倉庫に移転する場合、什器等の移設費及び原状回復経費等の新たな予算が必要となり、継続して賃貸契約を締結することが合理的であり、経済的であるため。	4,752,000	4,752,000	100.0					

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。